

社会福祉法人一宮市社会福祉協議会指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人一宮市社会福祉協議会が開設するいちのみや指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、又は、訪問介護養成研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

- 第 2 条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 いちのみや指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 一宮市東五城字備前 1 2 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（サービス提供責任者と兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

サービス提供責任者、訪問介護員等からの相談に応じる。

- (2) サービス提供責任者 10 名以上

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・ 訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携にすること。
- ・ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管

理について必要な業務等を実施すること。

- ・ 訪問介護員等からの相談に応じる。

(3) 訪問介護員等

常勤換算方法で20名以上

訪問介護員等は訪問介護の提供に当たる。

(4) 事務職員 1名

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日並びに12月29日から12月31日までと1月2日、3日は休業日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。
- (4) サービス提供時間帯 午前8時00分から午後6時00分までとする。
- (5) 前四項の規定にかかわらず、利用者の心身の状況やその環境等に応じて、営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間を変更することができる。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までのその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地点を超えた地点から、片道概ね10キロメートル未満 200円
- (2) 通常の事業の実施地点を超えた地点から、片道概ね10キロメートル以上 400円
- (3) 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告

しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、一宮市の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人一宮市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
2. 社会福祉法人一宮市社会福祉協議会指定訪問介護事業所運営規程（平成12年4月）は廃止する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年5月17日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 26 年 9 月 29 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する

付 則

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する

付 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する

付 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する

付 則

この規程は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する

付 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する